

「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見

令和 2 年 1 月 14 日

<p>提出者</p>	<p><small>ざいにちべいこくしょうこうかいぎしよ</small> 在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)</p>
<p>在日米国商工会議所 (ACCJ) は、個人情報保護委員会が個人情報保護法いわゆる 3 年ごと見直しについて幅広い業界から意見を収集することに尽力し、ビジネス環境に配慮されていることを歓迎し敬意を表します。ACCJ としては、国際的な調和の重要性とイノベーションを支援することの必要性をあらためて表明するとともに、今回示されたいくつかの論点について個人情報保護委員会が今後明確化を行っていくということを期待しつつ、「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」について以下のとおり意見を提出します。</p>	
<p>意見 1</p>	<p>(該当箇所) 全般</p> <p>(意見) 今次パブリックコメントの後も、ガイドラインの改定作業を含め制度改正に至るまでは引き続き関係業界からの意見陳述の機会を与えていただきたい。</p> <p>(理由) 同法の見直しは広く関係業界に大きな影響があるため。</p>
<p>意見 2</p>	<p>(該当箇所) 10 ページ第 3 章第 1 節 4 開示請求の充実</p> <p>(意見) ①電磁的形式による提供については、通常利用される形式 (パスワード設定方法を含む) での提供を対応可能としていただきたい。 ②「当該方法 (電磁的形式) による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認める」だけでなく、電磁的形式によるその他開示の方法についても個人情報取扱事業者側で柔軟に設定できるようにしていただきたい。 ③どのような場合が例外に該当するのかもガイドラインにおいて例示していただきたい。</p> <p>(理由) 特殊な電磁的形式での提供および書面での提供は提供側にとって負担が大きい場合がある一方で、「多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合」という要件は不明瞭であり、個人情報取扱事業者側でこの要件に依拠することは事実上困難であるため、個人情報取扱事業者側に開示の形式・方法について合理的な範囲での裁量を認めていただきたい。</p>
<p>意見 3</p>	<p>(該当箇所)</p>

	<p>10 ページ第 3 章第 1 節 4 開示請求の充実</p> <p>(意見) 開示請求の対象の個人データは、請求する本人が提供するデータおよび本人に関するデータに限定し、派生データや推測データは除外すべきである。</p> <p>(理由) たとえば、GDPR では、派生データと推測データはデータコントローラーによって作成されたデータとみなし、データポータビリティ権の対象ではないため、日本の個人情報保護法においても、GDPR との整合性も踏まえつつ、適切な例外を設け、事業者への負担を軽減すべきである。</p>
意見 4	<p>(該当箇所) 13 ページ第 3 章第 1 節 6. (4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化</p> <p>(意見) 現行法第 25 条・26 条で作成する記録を開示対象とする趣旨と考えられるが、第三者への提供時・第三者からの受領時の記録が開示対象となるのは、オプトアウト規定に基づく第三者提供を行っている場合に限るべきである。</p> <p>(理由) 第三者である事業提携先に関する情報は機密性の高い情報である場合があり、過度な開示義務を賦課することは事業者にとって負担となるため。</p>
意見 5	<p>(該当箇所) 8-9 ページ第 3 章第 1 節 3 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) どのような場合に利用停止等の請求が可能となるのか要件を法律上明記していただきたい。その上で、法第 1 条に従って、請求権を有する個人のプライバシー保護と情報を利活用することにより経済社会の発展等を目指す個人情報取扱事業者の負担のバランスに配慮して判断することをガイドラインにおいて明示していただきたい。また、「個人の権利利益の侵害がある場合」を念頭にしている旨が大綱に記載されているが、請求を受ける個人情報取扱事業者にて、請求の要件を満たしているのか否かの判断が難しく、実務に混乱を来す懸念があるため、具体的な判断基準、事例を明らかにし、必要に応じた要件の条文への追加またはガイドラインにおいて明示していただきたい。</p> <p>(理由) 事業者が合法的に情報を入手した場合にも利用者が利用停止・消去を請求することが可能となるため、請求が可能となる要件を法律上明確に限定しないと事業者にとって過大な負担となるため。また、プライバシー保護とデータ利活用との適切なバランスが損なわれるため。</p>
意見 6	<p>(該当箇所) 8-9 ページ第 3 章第 1 節 3 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係</p>

	<p>る要件の緩和</p> <p>(意見) 仮に利用停止・消去の事由の限定を緩和するとしても、利用停止・消去に実務上対応可能な期間を確保していただきたい。また、紙媒体で大量の情報を保有しているケース、複数の部署で別個に管理しているケース等における事業者への負担を合理的な程度におさえるための適切な例外規定を設けていただきたい。</p> <p>(理由) 事業者によっては、複数の関連企業および複数の部門で個人情報が管理されている場合があり、短期間での利用停止・消去は実務上困難であるため。加えて、バックエンドサーバからデータを完全に消去することには技術的な限界があり、また、短期間での対応には実務的な限界があるため。日本における多くの会社は今でも紙媒体で個人情報を管理しており、また情報が一元管理されていない会社も多く存在しており、これらの会社に過度な負担がかからないようにするため。</p>
意見 7	<p>(該当箇所) 8-9 ページ第 3 章第 1 節 3 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) 利用停止が一部のサービスについて請求された場合であっても、全てのサービスについて利用停止することを個人情報取扱事業者において選択できることを明確にしていきたい。</p> <p>(理由) 事業者にとっては、一部のサービスの利用停止（特定の利用目的に係る一部停止、事業者による特定の利用に係る一部停止を含む）を行うことは技術的に困難である場合がある。一方で、特定のサービスの停止を求められた場合において、個人情報取扱事業者において対応が可能であれば、その他のサービスは引き続き提供することが本人の利益に資するときもあるため、個人情報取扱事業者側に合理的な範囲での裁量を認めていただきたい。</p>
意見 8	<p>(該当箇所) 8-9 ページ第 3 章第 1 節 3 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) 仮に現在の利用者からの利用停止・消去の請求事由を緩和するとしても、オプトアウトは利用停止・消去の方法として十分であることを明確にしていきたい。また、仮に利用停止・消去の事由の限定を緩和する場合には、緩和された消去の事由に関してまで完全な消去を求めることは事業者にとって過大な負担となるため、「利用停止」に限定していただきたい。</p> <p>(理由) 現在、オプトアウトの仕組みは、データが違法に取得された場合または目的以外の用途で使用された場合において、「利用停止・消去」の方法とし</p>

	<p>て十分であると考えられており、利用者が利用停止・消去を請求できる事由を拡大させるのであれば、この考え方が同様に適用されることを明確にすることは有益であると考えするため。</p>
意見 9	<p>(該当箇所) 8 ページ第 3 章第 1 節 3 利用停止、消去、第三者の提供の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) 完全に削除することが現実的でない状況に対して、適切な例外を設けるべき（例えば、バックアップに保持されているデータや、匿名化または仮名化されたデータなど）。また、データが法的義務の遵守、法的請求の防御、リスク管理、または公益上の理由など、関連データを保持する正当な理由がある場合の例外も設けるべきである。</p> <p>(理由) GDPR では、個人データの処理に反対する権利は、あらゆる状況下で処理に異議を唱える権利ではなく、明確に定義された一連の状況に限定されており、また、権利の行使には例外が規定されているおり、日本の個人情報保護法においても、GDPR にならって適切な例外が必要である。</p>
意見 10	<p>(該当箇所) 11 ページ第 3 章第 4 節 5. 開示の対象となる保有個人データの範囲の拡大</p> <p>(意見) 短期保存データの中でも 1-2 か月程度で消去されるデータについては開示を要しない取扱いにさせていただくか、開示の例外規定に該当することを明確にさせていただきたい。</p> <p>(理由) 短期保存データの中でも、1-2 か月程度で消去されるデータについては、短期間のうちに消去されるという特性のため、該当するデータの存在を確認することが困難あるいは確認に煩雑な作業を要することが多く、個人情報取扱事業者側の負担が大きい。そのため、こうしたデータについては、引き続き開示を要しないこととしていただきたい。もしくは、ガイドライン等において、上記のような例は「事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に当たることを明記していただきたい。</p>
意見 11	<p>(該当箇所) 14 ページ第 3 章第 2 節 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化</p> <p>(意見) ①漏えい報告を義務化させる必要はないと考える。 ②報告ガイドラインにおいて、事業者が漏えい報告をする際の適切な被害基準を示していただきたい。 ③漏えい等報告の「速報」について、提出期限について固定した時間数を定めないという方向性は歓迎する一方、確報については一律の期限を設けることは適切ではない。仮に設ける場合も、個人情報取扱事業者が実務上対応可能な十分な時間を確保していただきたい。</p> <p>(理由)</p>

	<p>①制度改正大綱記載のとおり、日本では、法的義務がない場合であっても、多くの事業者が適切に漏えいを報告しているため。</p> <p>②かかる被害基準がないと、事業者は、ユーザーと PPC の双方において、実質的な被害がないと判断されるようなインシデントについても報告を余儀なくされ、結果として事業者と PPC 双方にとって通知疲れと過重な負担となるため。</p> <p>③個人情報の漏えい等の場合、事業者は、関係各所すべてと調整後に、正確な漏えいの状況を把握し、提供する必要があるが、各漏えいごとに、状況把握に要する時間が異なり、原因究明や再発防止策の策定に要する時間も異なるため、確報についても一律の期限を設けることは適切ではないため。</p>
意見 12	<p>(該当箇所) 14 ページ第 3 章第 2 節 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化</p> <p>(意見) 影響度が比較的軽微な場合については全て報告を求めないという方向性は、事業者や当局にとっての負担等の観点から望ましい。他方、以下についてご対応いただきたい。</p> <p>① 影響人数に基づく基準については、提供サービスによってはその基準を容易に超えてしまうというだけでなく、そもそも正確に影響ユーザー数を把握すること自体が困難という点に留意すべきであり、「一定の類型に該当する場合に限定する」と言いつつも、影響人数に基づく基準による要件の充足のみで報告対象とならないことを確認したい。</p> <p>② その上で、「一定の類型」については、漏えいの件数、重大性、原因、漏えいした情報の内容等の要素を加重した上で策定するようにしていただきたい。</p> <p>③ 重大性などの主観的な要素については、明確な解釈が可能となるような補完的なガイダンスが必要であり、ガイドラインにおいて明示していただきたい。</p> <p>④ また、事業者が管理する情報について漏えいがあった場合のみ、当該事業者に報告義務が発生するようにしていただきたい。加えて、通知義務は本人に重大な損害リスクがある場合に限定すべきであり、例えば、漏えいしたデータが仮名化、匿名化、または暗号化されている場合は、本人に対する損害リスクが生じていないため、報告義務は課されないようにしていただきたい。</p> <p>(理由) 例えば、漏えい件数が多いが全て公知情報であれば、報告義務の対象とする必要はないと思われるため。主観的な要素については、事業者の判断が難しいため。また、事業者と監督機関の双方の負担を回避することに加え、実際の被害に関して不必要な行政上の負担が生じることを回避するためには、漏えいの件数や深刻度についての基準が設けられる必要があると思われるため。</p>
意見 13	<p>(該当箇所) 16 ページ第 3 章第 2 節 1. (4) 本人への通知</p> <p>(意見) 本人への通知の具体的な方法・手段については、事業者に過剰な負担が生</p>

	<p>じないように代替的な措置に関する例外規定を置くという方向性を歓迎する。他方、具体的にどういった措置が例外規定とみなされるかについてはガイドライン等において明確化していただきたい。</p> <p>(理由) 仮に、通知の読了を要求されるようなことになれば、事業者にとっては技術的に対応困難であるため。</p>
意見 14	<p>(該当箇所) 16 ページ第 3 章第 2 節 2. 適正な利用義務の明確化</p> <p>(意見) 適正な利用義務の明確化については、可能な限り法令上で要件を明記するとともに「適正とは認めがたい方法」に該当するケースを法文やガイドライン等に明記し、不必要に広範に適用されないことを明確化していただきたい。また、「適正な利用」ではないとされた場合にどのような罰則の対象となるかも法律上、明記していただきたい。</p> <p>(理由) 適正とは認めがたい利用義務の範囲やその違反による罰則内容が不明確であれば経済やビジネスへの萎縮効果をもたらすため。</p>
意見 15	<p>(該当箇所) 20 ページ第 3 章第 3 節 2. (4) 保有個人データに関する公表事項の充実</p> <p>(意見) 保有個人データに関する公表事項の充実について、保有個人データの処理の方法等を公表事項に追加するにあたっては、過度に広範な内容を要求しないことをガイドライン等において明確化していただきたい。少なくとも、例えば、アルゴリズムなどの複雑なデータ処理に関する詳細な情報の提供などは求めるべきではない。</p> <p>(理由) 営業秘密の保護の観点から全てを公表することはできないという制約の下、具体的にどこまで開示すればよいのかが曖昧、かつ処理方法の公表が不十分とされた場合にどのような効果を持つのかといった点が不明確であり、ビジネスへの萎縮効果をもたらすため。また、(個人情報保護委員会が指摘しているように、) アルゴリズムなどの複雑なデータ処理に関するきめ細かい情報を提供することは困難であるため。</p>
意見 16	<p>(該当箇所) 21-23 ページ第 3 章第 4 節データ利活用に関する施策の在り方</p> <p>(意見) 個人の特定が可能な情報の収集と利用よりも、例えば仮名化情報や非特定情報のような、特定しにくい情報の利活用を促進していただきたい。仮名化情報を導入する場合は、具体的に利活用可能な制度設計としていただきたい。また、匿名加工情報に求められているように、作成段階での公表は不要と考える。例えば、ある事業者の一部署内で非特定のデータを扱っているにもかかわらず、それを同じ事業者内の他の部署からのデータ(匿名</p>

	<p>化を復元させる解読キーやアルゴリズムなど）と組み合わせることで、再特定化できるということはよく見られることである。個人の特定に使用される重大な可能性が生じないように非特定化技術とリスク軽減対策が適用されている場合は、データは仮名化されていると考えられるべきである。</p> <p>（理由）      現行の匿名加工情報制度は、復元可能でないことが条件となっており、技術の進展を考えると現実的な条件ではなく、事実上同制度が利用できないため。</p>
意見 17	<p>（該当箇所）      21-23 ページ第 3 章第 4 節データ利活用に関する施策の在り方</p> <p>（意見）      データ利活用を進めていく様々な取組みは歓迎するが、いずれの施策でもあっても国内独自事情に特化したガイドラインは必要ないとする。</p> <p>（理由）      AI や IoT 技術の進展のスピードを考えると日本独自の固定的なガイドラインを作成することは、将来のイノベーションの足かせになるおそれがあるため。</p>
意見 18	<p>（該当箇所）      23-25 ページ第 3 章第 4 節 4 . 端末識別子等の取り扱い</p> <p>（意見）      クッキーの規制に対しては十分に慎重になるべきである。また、仮に新たな規制を設けるとしても、「提供先において個人データとなることが明らかかな情報」に該当する場合はどのような場合か限定し、要件として法律に明記していただきたい。さらに、提供元において提供先で個人データとならないと合理的に想定される場合は本要件には該当しないとする旨をガイドライン等において明示していただきたい。</p> <p>（理由）      個人情報保護法では、個人情報の範囲を明確化することで、ビジネスの萎縮効果が生じないように配慮されている。今般、個人情報に該当しない情報についても、個人情報と同様に第三者提供の制限の規律を適用することは、個人情報の範囲および対応する制限を明確化している個人情報保護法の根本に関わるものである。中間整理においては、クッキー等については慎重に検討する必要がある旨も述べられており、今回の検討により拙速に改正を行うのではなく、従来の方向性を踏まえ、極めて慎重に検討すべきであるため。また、提供先基準の導入により提供元による推定に依拠することになると、実質的に提供先で個人データとなるかの確認義務を提供元に課すこととなり、ビジネスへの萎縮効果を招きかねないため。</p>
意見 19	<p>（該当箇所）      27 ページ第 3 章第 5 節ペナルティの在り方</p> <p>（意見）      課徴金の導入を行わないということを明確化していただきたい。また、罰則の引上げの一環としての法人処罰規定に係る重課の導入についてはその</p>

	<p>必要性および比例原則を踏まえ慎重に検討していただきたい。</p> <p>(理由) ペナルティの過度な強化は、事業者による個人データの利活用やイノベーションを阻害することも懸念されるため。また、額の算定に当たっては、法の規定に違反する場合に社会に与える影響、本人への損害等も加味して精緻な検討を要するのであって、これまで命令がなされたことがなく、罰則が適用されたこともない中では、慎重な検討と対応を行うべきである。</p>
意見 20	<p>(該当箇所) 28-31 ページ第3章第6節法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方</p> <p>(意見) 域外適用の対象となる条項と強制措置手段の拡大を検討するのではなく、より実用的で相互運用が可能な取組みを模索することを検討していただきたい。また、執行当局は、グローバルプライバシー執行ネットワーク (GPEN) や APEC クロスボーダープライバシー執行などの非公式の内部協力ネットワークを通じて関連情報を取得および共有することができるため、外国の事業者を直接の報告徴収及び命令の対象とするという執行措置の拡大には慎重に検討していただきたい。事業者は広く共有されたデータ保護の原理に基づく一貫した管理規定を望んでいる。各国は統一されたプライバシー規制の枠組みを採用し、重複や矛盾は可能な限り避けるべきである。当局は、対立と予想できない要求を避けるべきである。これは、非効率性とサービスのバルカニゼーションをまねき、消費者期待を混乱させる。特に、データローカリゼーションは、セキュリティ、サービスの信頼性、事業の効率性を損なうこととなる。プライバシー規制は、国境にとらわれることなくデータの流通自体に注目して形成されるべきであり、国境を越えたデータ流通の仕組み、業界基準、組織間の相互協力の仕組みを支援するものとなるべきである。</p> <p>(理由) 現行の個人情報保護法には、十分な域外適用の条項 (第75条) がすでに盛り込まれている。世界中の国々が域外適用を始めれば、各国は自国にとって有利となるように他の事業者への法執行を始め、世界秩序が妨げられるため。加えて、外国事業者への執行は、現在の法律 (第78条) で保証されており、各国の執行当局との協力が可能である。</p>
意見 21	<p>(該当箇所) 29-31 ページ第3章第6節3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化</p> <p>(意見) 「移転先国の個人情報の保護に関する制度等」が指し示す内容をはっきりと明示していただきたい。本人への情報提供の充実等を求める場合は事業者への過度な負担のおそれを考慮し、「移転先国の個人情報の保護に関する制度等」の情報が記載されたウェブサイトにはリンクを貼る対応や、GDPR において十分性認定がなされている国や CBPR 導入国についてはその旨のみ記載すれば足りる等、事業者の負担を軽減する方向での検討していただきたい。</p>



	<p>(理由)</p> <p>移転先国の個人情報保護に関する制度等を調査することは、一民間企業（特に中小企業）にとっては困難であることも多く、事業者に対して過大なコストを生じるものであるため。また、提供先の体制について、外国にある第三者にとっては、日本の個人情報保護法を理由としたコスト負担に応じない可能性があり、日本の個人情報取扱事業者に過度の制約を課すこととなる可能性も懸念されるため。</p>
--	---